

トラック運送事業者人材確保等支援補助金交付要領

(通則)

第1条 トラック運送事業者人材確保等支援補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）、地域連携・交通部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第241号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金については、物流業界の担い手不足や労働時間規制による輸送能力の不足等の課題に対応するため、トラック運送事業者による多様な人材の確保や育成のための取組を支援することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業（いわゆる霊柩事業のみ営む者を除く。）又は特定貨物自動車運送事業を行う者であること。
- (2) 三重県内に本社もしくは営業所を置く法人又は住所地を有する個人事業主であること。
- (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (4) 次のいずれかに該当するものは除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

(交付の対象等)

第4条 三重県知事（以下、「知事」という。）は、補助対象事業に必要な費用のうち、補助金交付の対象として知事が認める費用（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 補助対象事業及び補助率については、別表のとおりとする。
- 3 第1項の補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税等相当額については、補助対象としないものとする。
- 4 第1項の補助対象経費に係る消費税等相当額のうち、一部又は全部について仕

入控除ができない場合は、補助対象経費に係る消費税等相当額を補助対象とするものとする。この場合においては、第5条に規定する補助金交付申請書に仕入控除ができない理由を記載した理由書を添付しなければならない。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14号に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等と添付して知事に提出するものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、令和7年5月26日から令和8年1月31日までとする。

(交付の申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第1号による補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者に関する事項(様式第1号-2)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 事業収支予算書(様式第3号)
- (4) 誓約書(様式第4号)
- (5) 貨物自動車運送事業許可証の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

(事業の着手時期)

第7条 補助対象事業の着手は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上やむを得ない理由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により交付決定前に事業に着手しようとする場合は、前条の規定により提出する補助金交付申請書に様式第5号による事前着手届を添付するものとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第6号による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、暴力団等を排除し、補助事業の適正な遂行を確保するため、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱により必要な対応を行うものとする。

(交付決定の変更等の申請)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分等を変更しようとするときは、あらかじめ様式第7号による変更承認申請書に関係書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- 一 補助対象事業の内容に係る軽微な変更で、補助金の額に影響を及ぼさない変

更

二 補助金の額の変更で、交付決定額の30パーセント未満の減額変更

- 2 知事は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、交付の決定を変更し、様式第8号による交付決定変更通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第11条 補助対象事業者が補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その旨を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第12条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 本要領の規定に違反したとき
- 二 補助金の交付の決定の条件に違反したとき
- 三 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき

(状況報告)

第13条 補助対象事業者は、知事の要求があった場合には、すみやかに様式第9号による状況報告書を提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付してすみやかに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに、様式第10号による事業完了実績報告書に、次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) トラック運送事業者人材確保等支援補助金事業収支精算書

(様式第10号-2)

- (2) 領収書等、補助対象経費の内容と金額を証明する書類(写し可)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は、前条に規定する完了実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合

すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第11号による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助対象事業者は、県からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第12号による補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の整理)

第17条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第18条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第19条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産の管理等)

第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第13号による財産処分承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させるこ

ととする。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 9 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 5 月 1 6 日から施行する。

別表

補助対象事業及び補助率

補助対象事業		補助率等
人材確保・育成事業 ※施設整備に係る経費は対象外とする ※大型免許・中型免許・けん引免許・特例講習等の運転免許等の取得に係る経費やフォークリフト・玉掛け・はい作業等の労働安全衛生法等法令関係資格の取得に係る経費は対象外とする	○人材（トラックドライバー）確保を目的とした次のいずれかの事業 ・ 求人媒体への求人広告掲載 ・ 人材確保セミナー等の開催又は参加 ・ 人材確保のためのホームページの作成・改修又はPR資料の作成 ・ 女性又は外国人の人材確保を目的とした事業（取組例） ✓ 外国人ドライバーの日本語修得に係る経費の補助 ✓ 採用担当者等を対象とした研修や女性ドライバーの意見交換会の開催 ✓ 相談窓口等の設置 ✓ 短時間雇用等に係る実証事業 ○人材（トラックドライバー）育成を目的とした次のいずれかの事業 ・ 効率的な荷積みに係るスキルや接遇等のトラックドライバーに求められる技能の習得等に係る講習の開催 ・ 人材育成機関が実施する効率的な荷積みに係るスキルや接遇等のトラックドライバーに求められる技能の習得等に係る講習等の受講	2 分 の 1 以内 補 助 上 限 額 20 万円

- 1 補助対象経費は、本事業の対象経費として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類で金額等が確認できるもののみとする。
- 2 補助対象事業について国等から補助金交付決定を受けている場合又は申請する予定がある場合は、その交付決定額又は見込額を控除した額を補助対象経費とする。

令和 年 月 日

三重県知事 へ

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

トラック運送事業者人材確保等支援補助金
交付申請書

トラック運送事業者人材確保等支援補助金 円を交付されるよう、トラック運送事業者人材確保等支援補助金交付要領第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1 関係書類

- (1) 申請者に関する事項（様式第1号－2）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 事業収支予算書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 貨物自動車運送事業許可証の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

様式第1号ー2（第6条関係）

申請者に関する事項

1 申請者情報

ふりがな			
【法人】法人名 【個人】屋号			
ふりがな			
【法人】代表者役職・氏名 【個人】氏名			
【法人】所在地 【個人】自宅住所	〒		
(法人のみ記入) 資本金	万円	(資本金3億円以上の 場合のみ記入) 常時使用する従業員 数を記入してくだ さい※1	名

※1 中小企業基本法における、法人で常時使用する従業員数を記入してください。パート、アルバイト、契約社員、非正規社員も含め、次の①～⑤の労働者以外の全ての労働者の人数です（役員及び個人事業主は含まない）。

①日雇い者 ②2か月以内の有期雇用者 ③4か月以内の季節的業務の有期雇用者 ④試用期間中の者 ⑤派遣社員

2 担当者情報（日中対応可能な連絡先を記入してください）

担当者 職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

3 役員等情報（個人事業主の場合は事業主本人についてのみ記載してください）

職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別

様式第2号（第6条関係）

トラック運送事業者人材確保等支援補助金
事業計画書

申請者名

1 補助対象事業（申請するものに○をつけてください）

人材確保・ 育成事業	人材（トラックドライバーの確保を目的とした次のいずれかの事業	求人媒体への求人広告掲載	
		人材確保セミナー等の開催又は参加	
		人材確保のためのホームページの作成・改修又はPR資料の作成	
		女性又は外国人の人材確保を目的とした事業※1	
	人材（トラックドライバー）育成を目的とした次のいずれかの事業	効率的な荷積みに係るスキルや接遇等のトラックドライバーに求められる技能の習得等に係る講習の開催	
		人材育成機関が実施する効率的な荷積みに係るスキルや接遇等のトラックドライバーに求められる技能の習得等に係る講習等の受講	

※1 「女性又は外国人の人材確保を目的とした事業」欄に○を付けた場合は、下記3に詳細な事業内容を記載してください。

2 事業実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

（※補助対象期間：令和7年5月26日～令和8年1月31日）

3 その他（※「女性又は外国人の人材確保を目的とした事業」欄に○を付けた場合のみ記入）

「女性又は外国人の人材確保を目的とした事業」の詳細な事業内容

（事業の狙い、内容や方法、及びその事業により期待される効果や目標をできるだけ具体的に記載すること）

※書き切れないときは別紙に記載してください（様式自由）

様式第3号（第6条関係）

トラック運送事業者人材確保等支援補助金
事業収支予算書

申請者名

1 収入

（単位：円）

項目	予算額	内容
本補助金		
国等補助金		
自己資金		
借入金		
収入計		

※本補助金以外の補助金を活用する場合は、「国等補助金」の内容欄に具体的な補助金名を記載すること。

2 支出

(単位：円)

区分	予算額	内容
人材（トラックドライバー）確保を目的とした次のいずれかの事業		
求人媒体への求人広告掲載		
人材確保セミナー等の開催又は参加		
人材確保のためのホームページの作成・改修又はPR資料の作成		
女性又は外国人の人材確保を目的とした事業		
人材（トラックドライバー）育成を目的とした次のいずれかの事業		
効率的な荷積みに係るスキルや接遇等のトラックドライバーに求められる技能の習得等に係る講習の開催		
人材育成機関が実施する効率的な荷積みに係るスキルや接遇等のトラックドライバーに求められる技能の習得等に係る講習等の受講		
支出計（A）		（「1 収入」の「収入計」欄の額と一致させてください）
補助対象経費（B）		A－（「1 収入」の「国等補助金」欄の額）
補助金額（B×1/2）※千円未満切捨 （上限 20 万円）		補助率 1/2

※補助対象経費については算出の根拠書類（見積書等）を添付すること。

様式第4号（第6条関係）

誓約書

私は、トラック運送事業者人材確保等支援補助金（以下、「本補助金」）の交付を申請するに当たり、下記内容について誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、本補助金の申請書及び提出書類に記載された情報を、国、警察、税務機関等の他の行政機関に提供することについて同意します。

記

1. 申請内容は事実に相違なく、補助要件を満たしています。補助要件に違反する事実や申請書類の不正その他補助要件を満たさないこと、又は補助額が過大であったことが発覚した場合は、本補助金の返還等に応じます。
2. 三重県から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。また、国や三重県等が行う訪問調査に協力します。
3. 本補助金の申請等に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存し、三重県からの求めがあったときは、当該書類を閲覧させ、又はその写しを提出します。
4. 代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が、暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

令和 年 月 日

三重県知事あて

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

様式第 5 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

三重県知事 あて

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

トラック運送事業者人材確保等支援補助金
補助事業事前着手届

トラック運送事業者人材確保等支援補助金交付要領第 7 条第 2 項の規定により、交付決定前の事業着手を行いますので、下記のとおり届け出ます。

なお、補助金の採択に至らなかった場合、事前着手している事業について補助が受けられないことを了承します。

記

- 1 補助対象事業
 トラック運送事業者人材確保等支援事業
- 2 事前着手（予定）日
 令和 年 月 日
- 3 事前着手する事業の内容及び理由

様式第6号（第8条関係）

第 号

様

トラック運送事業者人材確保等支援補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったトラック運送事業者人材確保等支援補助金については、トラック運送事業者人材確保等支援補助金交付要領第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

三重県知事

記

- 1 補助対象事業
トラック運送事業者人材確保等支援事業
- 2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。
補助対象経費 金 円
補助金の額 金 円
- 3 補助対象事業の実施期間
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 4 三重県補助金等交付規則に定めるもののほか、次の条件を付します。
 - （1）補助金は、上記補助対象事業以外の経費に支出してはいけません。
 - （2）補助金事業者は、補助金事業に係る経理についてその収支を明らかにし、関係諸帳簿及び証拠書類を整備しておくとともに、当該諸帳簿等は補助金事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければいけません。
 - （3）補助金事業者は、次に掲げる場合は知事に届け出てください。
 - ア 補助金の対象となった施設等に重大な事故が発生したとき。
 - イ 補助金事業者の組織及び名称、所在地、代表者名に変更があったとき。
 - （4）三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。また、暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
 - （5）補助金事業者が、この交付決定に付した条件に違反したときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取消、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

様式第7号（第9条関係）

令和 年 月 日

三重県知事 あて

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

トラック運送事業者人材確保等支援補助金
変更承認申請書

令和 年 月 日付け地交第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業を下記のとおり変更したいので、その承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更する理由
- 3 補助金交付申請書及び関係書類（写し）の変更する部分の上段に（ ）書きで2段書きした書類
- 4 その他参考となる書類

様式第 8 号（第 9 条関係）

第 号

様

トラック運送事業者人材確保等支援補助金
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付けで変更申請のあった標記補助金については、トラック運送事業者人材確保等支援補助金交付要領第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり交付決定を変更したので通知する。

令和 年 月 日

三重県知事

記

- 1 補助金対象事業
トラック運送事業者人材確保等支援事業
- 2 変更後の補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。
補助対象経費 金 円
補助金の額 金 円
- 3 変更後の補助対象事業の実施期間
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

様式第9号（第13条関係）

令和 年 月 日

三重県知事 あて

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

トラック運送事業者人材確保等支援補助金
補助対象事業状況報告書

令和 年 月 日付け地交第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助対象事業の実施状況について、トラック運送事業者人材確保等支援補助金第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象事業遂行状況

総事業費	事業の遂行状況				備考
	月 日までに 完了したもの		月 日以降に 実施するもの		
	事業費 (単位：円)	出来高比率 (単位：％)	事業費 (単位：円)	事業完了予定 年月日	

2 関係書類

(1) 補助対象事業の遂行状況を明らかにした書類

3 その他

様式第 10 号（第 14 条関係）

令和 年 月 日

三重県知事 あて

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

トラック運送事業者人材確保等支援補助金
事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け地交第 号をもって補助金交付決定通知のあり
ました標記補助対象事業の完了実績について、トラック運送事業者人材確保等支援
補助金交付要領第 14 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象経費及び補助金額

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2 実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 事業内容

（実施した事業の具体的な内容を記載すること）

※書き切れないときは別紙に記載してください（様式自由）

4 関係書類

- （１）トラック運送事業者人材確保等支援補助金事業収支精算書
（様式第 10 号－２）
- （２）領収書等、補助対象経費の内容と金額を証明する書類（写し可）
- （３）その他知事が必要と認める書類

様式第 10 号－ 2 （第 14 条関係）

トラック運送事業者人材確保等支援補助金
事業収支精算書

申請者名

1 収入

（単位：円）

項目	予算額	精算額	内容
本補助金			
国等補助金			
自 己 資 金			
借 入 金			
収入計			

※本補助金以外の補助金を活用する場合は、「国等補助金」の内容欄に具体的な補助金名を記載すること。

2 支出

(単位：円)

区分	予算額	精算額	内容
人材（トラックドライバー）確保を目的とした次のいずれかの事業			
求人媒体への求人広告掲載			
人材確保セミナー等の開催又は参加			
人材確保のためのホームページの作成・改修又はPR資料の作成			
女性又は外国人の人材確保を目的とした事業			
人材（トラックドライバー）育成を目的とした次のいずれかの事業			
効率的な荷積みに係るスキルや接遇等のトラックドライバーに求められる技能の習得等に係る講習の開催			
人材育成機関が実施する効率的な荷積みに係るスキルや接遇等のトラックドライバーに求められる技能の習得等に係る講習等の受講			
合計（A）			（「1 収入」の「収入計」欄の額と一致させてください）
補助対象経費（B）			A－（「1 収入」の「国等補助金」欄の額）
補助金額（B×1/2） ※千円未満切捨 （上限 20 万円）			補助率 1/2

※補助対象経費については領収書等、支払金額と内容がわかる証拠書類を添付すること。

様式第 11 号（第 15 条関係）

第 号

様

トラック運送事業者人材確保等支援補助金の
額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあったトラック運送事業者人材確保等
支援補助金については、トラック運送事業者人材確保等支援補助金交付要領第 15 条
の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

令和 年 月 日

三重県知事

記

1. 確定補助金額 金 円

様式第 12 号（第 16 条関係）

令和 年 月 日

三重県知事 あて

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

トラック運送事業者人材確保等支援補助金
支払請求書

令和 年 月 日付け地交第 号で補助金の額の確定のあった標記補助金について、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1 補 助 金 額 金 円

2 振込先（預金通帳に記載されているとおり記入してください）

金融機関名	フリガナ	
支店名	フリガナ	
預金の種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
口座名義	フリガナ	

発行責任者及び担当者			
・ 発行責任者	(連絡先	—	—)
・ 担当者	(連絡先	—	—)

様式第 13 号（第 21 条関係）

令和 年 月 日

三重県知事 あて

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

トラック運送事業者人材確保等支援補助金
財産処分承認申請書

トラック運送事業者人材確保等支援補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、トラック運送事業者人材確保等支援補助金交付要領第 21 条の規定に基づき、申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な事項

様式第 14 号（第 4 条関係）

令和 年 月 日

三重県知事 あて

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

トラック運送事業者人材確保等支援補助金に係る
消費税の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け地交第 号をもって額の確定通知のあった標記
補助金に係る補助対象事業の消費税について、以下のとおり報告します。

記

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 補助金の額 | 円 |
| 2 補助金の額のうち消費税相当額 | 円 |
| 3 2のうち仕入れ控除の対象とならなかった額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（2の額から3の額を差し引いた額） | 円 |

注 別紙として確定申告書等を添付することとする。